

# 令和4年度 第10回 障害者支援施設部会全国大会 近畿地区大阪大会

## 開催要綱



### 大会テーマ

『新しい生活様式で変わる、障害者支援施設の暮らし』  
～アフターコロナでの住まいや環境の充実・QOL向上のため担う役割～

新型コロナウイルス感染症により、この2年間で私たちの暮らしは大きく変容しました。マスクを着用できない利用者が多く、感染予防から面会・外出・外泊の中止により、地域や家族との関わりが激減しました。さらに、楽しみにしていた行事やイベントの中止、縮小化も余儀なくされました。施設内で一人が感染すればクラスターとなり、収束までの長い道のりを経験した施設も少なくありません。

「アフターコロナ」・「with コロナ」の時代は、様々な制限を余儀なくされた利用者の日常生活が、新しい生活様式のもと、環境・構造・人材・専門性（多職種連携）・地域連携・役割等が新たに問われる時代だと考えます。

今大会は「アフターコロナ」「新しい生活様式」をキーワードに、これまで大切にしてきたこと、これから大切にすべきこと、ずっと大切にしていけることを探り、利用者の生活の質の充実や従事者の支援の質の向上につながる大会にしたいと思います。

日時 令和5年 **1月26日**（木）～**27日**（金）

会場 1日目：**大阪国際交流センター（大ホール）**  
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8丁目2-6 TEL：06-6773-8182  
2日目：**ホテルアウリーナ大阪**  
〒543-0031 大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 TEL：06-6772-1445

主催 公益財団法人日本知的障害者福祉協会 障害者支援施設部会  
近畿地区知的障害者施設協会 一般社団法人大阪知的障害者福祉協会

後援 大阪府 大阪市 堺市 社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団  
(予定)

定員 500名

対象 障害者支援施設、障がい関係事業所の職員並びに関係者等

参加費 会員施設 : 1人 13,000円  
一般 : 1人 15,000円  
その他(家族等) : 1人 15,000円

情報交換会 ※新型コロナウイルス感染症等への感染対策のため、実施いたしません。

【1日目】1月26日（木）全体会

受付

11:30～12:30

開会式

12:30～13:00

- ①開会宣言 大阪知的障害者福祉協会 会長 裕上 利男  
②主催者挨拶 日本知的障害者福祉協会 副会長  
近畿地区知的障害者施設協会 会長 樋口 幸雄  
日本知的障害者福祉協会 障害者支援施設部会 部会長  
日本知的障害者福祉協会 副会長 榎本 博文  
③来賓祝辞 大阪府知事 吉村 洋文 様  
大阪市長 松井 一郎 様

行政説明

13:00～14:00

「意思決定支援に係る国の政策動向と支援者への期待」（仮）

松崎 貴之 氏（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課地域生活 支援推進室  
虐待防止対策専門官）

基調講演

14:20～15:50

「ケーキの切れない非行少年たち・どうしても頑張れない人たち」

講師 宮口 幸治 氏

立命館大学大学院人間科学研究科 教授／医学博士・臨床心理士

立命館大学教授・児童精神科医。一般社団法人・日本 COG-TR 学会代表理事。京都大学工学部卒業、建設コンサルタント会社勤務の後、神戸大学医学部医学科卒業。神戸大学医学部附属病院精神神経科、大阪府立精神医療センターなどを勤務の後、法務省宮川医療少年院、交野女子学院医務課長を経て、2016年より現職。医学博士、子どものこころ専門医、臨床心理士。児童精神科医として、困っている子どもたちの支援を教育・医療・心理・福祉の観点で行う「日本 COG-TR 学会」を主宰し、全国で教員等向けに研修を行っている。

主な著書に『ケーキの切れない非行少年たち』『どうしても頑張れない人たち』（いずれも新潮社）、『境界知能とグレーゾーンの子どものたち』（扶桑社）、『医者が考案したコグトレパズル』（SB クリエイティブ）など約70冊。



## 「アフター、with コロナでの部会活動」

## シンポジスト

佐久間 智 氏（障害者支援施設部会 関東地区代表委員／千葉県：しおさいホーム 施設長）

伊藤 恵 氏（障害者支援施設部会 東北地区代表委員／宮城県：第二共生園 施設長）

原口 真 氏（障害者支援施設部会 中国地区代表委員／広島県：「ゼノ」やまびこ学園  
成人部 施設長）

白石 憲征 氏（障害者支援施設部会 四国地区代表委員／愛媛県：みどり園 施設長）

## コーディネーター

榎本 博文 氏（障害者支援施設部会 部会長／日本知的障害者福祉協会 副会長）

## 閉会式

17:15~17:30

①閉会挨拶 日本知的障害者福祉協会 障害者支援施設部会 副部会長 祐川 暢生

②次期開催地区挨拶 沖縄県知的障害者福祉協会 会長 島 粒希 氏

## 【2日目】1月27日（金）分科会

## 受付

9:00

## 分科会

9:30~12:00

第1  
分科会

## 【テーマ】新しい生活様式と強度行動障がい

コロナ禍を通して、障害者支援施設の環境や利用者支援、特に「行動的課題」のある利用者支援の課題が明らかにされました。環境や生活、社会参加、意思決定支援など、利用者に対する権利擁護・支援の質の観点から、協会から提起されている「ユニットケア・小規模・分散化」の視点も踏まえて、障害者支援施設の今後のカタチについての議論をしたいと思います。

## 発表者①「コロナ禍の施設運営」

京都府：社会福祉法人京都ライフサポート協会 理事長／

日本知的障害者福祉協会 副会長 樋口 幸雄 氏

## 発表者②「コロナ禍を通して利用者支援と環境を考える」

大阪府：社会福祉法人北摂杉の子会 理事長／

大阪知的障害者福祉協会 会長 松上 利男 氏

## コーディネーター

佐久間 智 氏（障害者支援施設部会 関東地区代表委員／

千葉県：しおさいホーム 施設長）

## 第2 分科会

### 【テーマ】アフターコロナにおける人材確保・育成・定着

コロナ禍における人材の確保や定着、育成は深刻度を増しています。しかし、各施設においては、様々な手段や工夫、アイデアで乗り越えようと頑張っています。この分科会では、外国人材の導入を積極的に進めている2施設の福祉の枠をも超えた先進的な取り組みを通して、外国人材を単なる人材としてでなく、本来の国際交流、貢献という目的を見据えてグローバルに考察します。

#### 発表者①「EPA 受入れに向けた職場実践事例」

大阪府：社会福祉法人永寿福祉会 永寿の里彩羽 阪井 美季 氏（主任補佐生活支援員）  
阪井 友香 氏（管理栄養士）

#### 発表者②「外国人労働者との共存と文化作り」

広島県：社会福祉法人「ゼノ」少年牧場  
寶子丸 周吾 氏（理事長）  
DAO THI LIEN 氏（国際事業部国際業務担当事務員）

#### コーディネーター

藤田 和俊 氏（障害者支援施設部会 東海地区代表委員／岐阜県：緑の丘 施設長）

## 第3 分科会

### 【テーマ】コロナ禍に学んだ感染症対策の視点から～多職種連携～

看護師・栄養士・PT等の多職種による、特にクラスターを経験した施設から、様々な学びについて、感染症対策委員会発足・運営やBCP策定・運用などの取り組み発表などを通して、多職種連携の強化やその重要性について考察します。

#### 発表者①「新型コロナウイルス感染症のクラスターを経験して～発生事例から学ぶこと～」

滋賀県：社会福祉法人湖南会 蛭の里 松並 卓見 氏（施設長）  
北野 安澄 氏（看護師）

#### 発表者②「法人内感染対策の改革、クラスター予防の実践事例」

三重県：社会福祉法人四日市福祉会 伊藤 賢 氏（統括リーダー 理学療法士）  
柏木 孝太 氏（主任 看護師兼生活支援員）

#### コーディネーター

祐川 暢生 氏（障害者支援施設部会 副部会長／  
北海道：社会福祉法人侑愛会 総合施設長）

## 第4 分科会

### 【テーマ】地域での役割・連携は、新生活様式でどう変化する

コロナ禍では、外出・外泊・面会等、かなりの制限を受けた生活を余儀なくされました。当然、この2年間は地域との交流の機会や、地域連携も希薄になりがちでした。アフターコロナ with コロナでの新生活様式が、障害者支援施設と地域の役割において、今後与える影響や、求められる役割・連携等、実践事例を通して、学びを深める機会とします。

#### 発表者①「つながりを紡ぐ地域生活支援拠点等事業を目指して」

奈良県：社会福祉法人いこま福祉会 かざぐるま 春名 隆太 氏（デイケアセンター長）

#### 発表者②「地域における障害者支援施設の役割について」

栃木県：社会福祉法人同愛会 障害者支援施設光輝舎 山納 範之 氏（総務主任）

#### コーディネーター

菊地 月香 氏（障害者支援施設部会 関東地区代表委員／  
栃木県：障害者支援施設光輝舎 施設長）

## 1. 申込方法のご案内

当案内書をご一読いただき、申込みにつきましては「参加登録サイト」にて東武トップツアーズ株式会社大阪法人事業部第2営業部までお申込みください。電話・FAXによるお申込みは受付致しておりませんのでご了承ください。

**申込期間：令和4年11月7日(月)午前10時～12月16日(金)**

**支払期限：令和4年12月16日(金)**

※12/12(月)～12/14(水)はシステムメンテナンスの為、システムの利用を一時停止いたします。

○参加登録サイトは、日本知的障害者福祉協会のホームページに掲載されております。

<http://www.aigo.or.jp/>

参加登録サイトにて参加申込開始  
＜令和4年11月7日(月) 10:00＞

申込み締切とお支払い期日  
＜令和4年12月16日(金)＞

最終ご案内書を発送  
1月中旬

## 2.会議参加について ※旅行契約には該当しません

【参加費】お一人様 13,000円（会員施設）  
15,000円（一般）  
15,000円（その他（家族等））

※入金後の取り消しは、ご返金の対象となりません。  
※大会参加費の領収書は、大会初日受付時にお渡します。

## 3.宿泊施設のご案内 ※東武トップツアーズ(株)の募集型企画旅行です

宿泊日：令和5年1月25日（水）・1月26日（木）

ホテル名	部屋タイプ	旅行代金	会場まで
ホテルアウィーナ大阪	シングル 朝食付き	8,000円	徒歩約10分
ダイワロイネット上本町	シングル 朝食なし	10,000円	徒歩約7分

- ホテルのお部屋数には限りがありますので、お申込みは先着順とさせていただきます。
- 旅行代金はお一人様1泊につきサービス料・税金込みの料金です。
- 禁煙ルームには数の限りがありますので、お部屋の消臭などで対応させていただく場合もございます。
- 最少催行人員 1名・添乗員同行いたしません。
- 旅行条件を必ずお読みの上、お申込ください。
- 旅行代金・旅行条件は2022年10月1日を基準としております。

## 4.変更・取消について

- いずれの項目につきましても、お申込み後の変更・取消は、WEBサイトより東武トップツアーズにお早めにご連絡ください。  
※大会当日の取消・変更のみお電話でも対応いたします。
- お取消の場合は、時期によって取消料がかかりますのでご注意ください。尚、弊社営業時間外のご連絡は、翌営業日受付扱いとさせていただきますのでご了解ください。

<宿泊の取消料について>

取消日	旅行開始の前日から起算してさかのぼって		旅行開始日 前日の解除	旅行開始日 当日の解除	旅行開始後の解除 または無連絡不参加
	20日前から8日前まで	7日前から2日前まで			
取消料	無料	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行料金の100%

※ご宿泊当日13：00までに取消の連絡がない場合は無連絡不泊として取扱い、100%の取消料を申し受けます。  
宿泊について契約成立以降に解除される場合は、1泊ごとに上記の取消料を申し受けます。

## 5. 個人情報のお取扱

個人情報の取扱いについて：当社は旅行参加申込の際にご提出いただく個人情報について、旅行参加者名簿に使用させていただき他に、お客様との連絡のためや、運送・宿泊期間・損害保険会社等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに使用させていただきます。当社の個人情報取扱い方針は、当店又はホームページでご確認ください。  
([http://tobutoptours.jp/site\\_info/privacy.html](http://tobutoptours.jp/site_info/privacy.html))

## 6. 会議会場周辺MAP



【承認番号 客国22-315】

旅行企画・実施 ◆お申込み先・内容に関するお問い合わせ先  
観光庁長官登録旅行業第38号 JATA正会員 ボンド保証会員  
東武トップツアーズ株式会社 大阪法人事業部 第2営業部

「第10回障害者支援施設部会全国大会」デスク 担当：田中・辻本

〒530-0004 大阪市北区堂島浜2丁目2番28号 堂島アクシビル7F 総合旅行業務取扱管理者 中村 悦治  
電話：06-6344-3927 FAX:06-6344-3928 [r4osaka@tobutoptours.co.jp](mailto:r4osaka@tobutoptours.co.jp)  
営業時間 月～金 9:30～17:30(休業日 土・日・祝日)



旅行業公正取引  
協議会会員

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱営業所での取引に関する責任者です。  
この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお訊ねください。



**旅行条件** 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社大阪法事業部第2営業部(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面(最終日程表)、並びに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

#### 1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。

(2) 所定の申込書によりお申込みください。

(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

(4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

#### 2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「申込要項」の条件によりお支払いいただけます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までににお支払いいただきます。

#### 3、旅行代金に含まれるもの

「申込要項」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

#### 4、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

#### 5、旅行契約の解除

(1) お客様は、「申込要項」『4. 変更、取消しについて』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあつては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

#### 6、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

#### 7、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)

(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的の滞り時間の短縮

#### 8、旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)  
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

#### 9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外来の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

#### 10、お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解を努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

#### 11、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様の買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報を伺いしております。この個人情報、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要がある当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

#### 12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

#### 13、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。  
(2) この旅行条件・旅行代金は2022年10月1日現在を基準としております。

#### ●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第38号

**東武トップツアーズ株式会社**  
大阪法人事業部第二営業部

大阪市北区堂島浜2丁目2番28号  
電話番号06-6344-3927 FAX番号06-6344-3928

営業日 平日(土日祝日休業)  
営業時間 9:30～17:30  
一般社団法人日本旅行業協会正会員 ポンド保証会員  
総合旅行業務取扱管理者: 奥田 心耳

【各国22-315】

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(2017.6版)



旅行業公正取引協議会 会員